

日 時 平成 20 年 6 月 10 日 (火) 18:00~21:45  
場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室  
出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、川谷、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、佐々木、田村、土谷、  
中川、酒井  
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、川野、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、  
伊藤、平塚

## 内容 (協議結果)

## 1 河川整備計画策定スケジュールについて

県より、資料 1 について説明があり、以下のことを確認した。

- ① 運営委員会での県からの報告事項に対して、委員は意見を述べ、議論は行うが、委員会としての意思決定は行わない。(意思決定につながる審議とはしない)
- ② 運営委員会で報告を行う整備計画策定に関する資料は原則公開とするが、各関係機関との協議や資料の内容を踏まえ、個別に公開の可否を判断するものとする。

(主な意見等)

- ・ 委員会での整備計画原案審議が 21 年 9 月から半年しかない中で、それまでの間の情報公開、共有の方法を委員会としてどう考えるか。運営委員会は非公開であり、そこでの情報は委員だけしか知らないことになる。(委員)
- ・ これまでの運営委員会資料は、資料の内容にもよるが原則としてホームページに掲載している。今後、運営委員会で報告を行う資料は整備計画策定の検討過程のものであり、そのまま公開した場合、一般の人に対して誤解を招く恐れがあるため、公開はしないと考えている。基本方針策定の時も、総合治水 WT の資料は公開していない。(県)
- ・ 報告の内容をどこまで公開するのか整理が必要である。一般の人への情報の出し方をどう考えているのか。(委員)
- ・ 県のスタンスとして、計画策定段階から参画と協働を貫くべきである。ビジョン委員会などはそうしている。例外的に資料を公開しないのは認めるとしても、原則は公開のはずだ。(委員)
- ・ 検討中のものとそうでないものを、きれいに割り切れるか。適宜、本委員会を開催して情報を公開すべきであるが県は予算的な問題を理由に(全体会議を)開くことについて難色を示している。(委員)
- ・ 以前の WT とは違い、現在の運営委員会は「全体委員会休会中は運営委員会に全権を委任する」という決定に基づいて開催しており、限りなく本委員会に近い。そうした認識のもとに、情報共有をどうするか考えなければいけない。(委員)
- ・ 情報共有の考え方としては、①運営委員会の位置付けの変化、②資料の共有、③議論の共有が大事だ。①については、委員の中でも共有できていないのではないかと。③は要約議事録をもう少し丁寧にするとも考えられる。(委員)
- ・ 本委員会休会中は、運営委員会が全権委任されている。要約議事録についても、本文とは別に個別テーマについての補足資料が必要であり、補強することが必要である。(委員)
- ・ 運営委員会での報告事項の位置付けが分からない。どこで、どういった議論をするのか。運営委員会で報告を受けて、審議して結論まで出すのか。報告事項を受けてどうしようとするのか予め決めておくことが必要ではないか。(委員)
- ・ 委員会での議論は原案提示後の 9 月以降であり、報告事項に対する運営委員会での意見は参考とし、原案に反映する考えである。(県)
- ・ 報告を聞くだけでは意味が無い。報告内容が 8 月提言の趣旨に合致しているかどうかを判断し、意見を出す。委員会としての意思決定ではないが、それに対して県も意見を言い、原案作成の参考にする。この作業を繰り返しておく、原案ができてからの審議がスムーズになるはずである(委員)
- ・ 意見(議論)と審議が使い分けられるのか。委員会が来年 9 月に密室審議をしたと言われかねない。(委員)

- ・ 委員会としては、県に対して整備計画検討段階の断片的な報告を求めている。運営委員会は全権委任されているが、意思決定の場ではない。断片的な報告では審議できない。(委員)
- ・ 審議は意思決定が必要であるが、報告に対する意見は、議論を行うが意思決定につながるわけではなく、途中経過のプロセスである。(委員)
- ・ 報告事項は1～5までしかないが、例えば整備計画の項目の「河川環境の整備と保全」については説明がないのか。(委員)
- ・ 報告事項5の「2つの原則に基づく検討」の中で報告する。(県)

## 2 減災対策について

県より、資料2、参考資料6、7について説明があり、以下のことを確認した。

本日の協議を踏まえ、更に具体化した案について、次回運営委員会で協議する。

(主な意見等)

Q1 参考資料6、7はどこが作成したのか。

A1 河川整備課だけではなく農林も含めた横断的組織の治山・治水対策室で作成したものである。(県)

Q2 武庫川流域治山・治水アクションプログラム(以下AP)が10月に出来、それを叩き台として議論するということだが、何故、策定前から見直さないのか。(委員)

A2 APは県下一律地域ごとにハード対策、ソフト対策について策定する。整備計画が策定できていない武庫川は現計画をとりあえず載せることになる。よって整備計画が策定されればAPを見直すことになる。(県)

Q3 この勉強会は、実質的に下流4市の減災対策をレベルアップさせるツールとして考えているのか。(委員)

A3 そのとおりである。(県)

Q4 ハザードマップが土俵になるのか。内水は関係ないのか。(委員)

A4 超過洪水がまず対象だが、H.W.L以下の水位での洪水も対象になる。内水ポンプの調整等は関係してくる。(県)

Q5 この勉強会での検討項目はソフト対策のみだが、提言では堤防強化も言っている。これは対象外なのか。(委員)

A5 この勉強会は河川部局だけでなく防災部局も入った横断的な内容を検討する場である。堤防強化は、河川部局単独でも検討できる議題であり、「整備計画策定スケジュール」で説明した運営委員会報告事項の中に含まれている。(県)

Q6 22年3月に答申となっているが、このようなタリシットを設定した理由はあるのか。(委員)

A6 22年7月に国へ同意申請したいと考えている。1年でも早く事業実施に入ることを考えると国への概算要望(7月)までに整備計画の同意申請をすれば翌年度から事業実施できる。(県)

Q7 そのスケジュールは県が設定した目標か。(委員)

A7 そのとおりである。このスケジュールは既に記者発表資料やパンフにも記載し、公表しているものである。(県)

- ・ 対象範囲が下流4市だが、減災という観点ならもっと上流の山、田んぼ、ため池を含めた広い範囲で考えるべきではないか。(委員)

- ・ 減災対策をハードとソフトにきっちり分けることができるのか。(委員)

- ・ 勉強会に委員とは別に専門委員を招聘してはどうか。(委員)

- ・ 都市計画、まちづくり、土地利用誘導対策などももう少し検討項目を広げるべきではないか。(委員)

- ・ 「整備計画策定スケジュール」の“勉強会”の列と“県民広報”の列のつながりがない。これをつなぐ手段として、公開の勉強会も併せて検討する必要がある。県民への広報は出来上がったものよりも、そのプロセスが大切である。(委員)

## 3 既存ダム活用について

県より、既存ダム活用の検討内容(資料3)と、西宮市の川上ダム撤退(参考資料5)について説明があった。

(主な意見等)

Q1 資料 3 上の表では、計画給水量は見直した値か。水余り現象を踏まえた考察が必要ではないか。

(委員)

A1 計画給水量については、現時点の量で見直していない数字である。水余りについては、今後検討していく予定である。(県)

Q2 目標年次が近すぎるのではないか。(委員)

A2 検討は現状を整理して、これを踏まえての検討から開始したい。将来予測は人口動態等を踏まえるため、不確定要素が多い。(県)

- ・ 渇水に対しても減災・防災の面から考えるべきである。(委員)
- ・ 8 月提言に盛り込まれた趣旨をもう一度理解して欲しい。利水者の理屈だけを聞いていたのでは検討が前に進まない。水需給の緩和や渇水対策についても広域的自治体である県や、委員会等が提言した考え方を否定できるのかという観点から議論して欲しい。(委員)

#### 4 流域連携について

県より、資料 4 について説明があり、以下のことを確認した。

次回の運営委員会で、資料 5 (委員からの意見書) に対する河川管理者の具体的な考え方を示し、それを踏まえて改めて協議する。

(主な意見等)

- ・ 県の姿勢は冷たいと感じた。(委員)
- ・ 流域での活動団体の情報を、河川を軸として把握したうえで支援してほしい。(委員)
- ・ これまでに流域で行われた活動に対する河川管理者の関わり方に疑問がある。(委員)
- ・ 県が財政的に苦しいのは理解している。(委員)
- ・ 国土交通省は加古川や揖保川などの一級河川で、河川管理者自らが川への親水活動や川に親しむイベントを開催したり、住民との連携に中心的な役割を果たしている。兵庫県でも千種川など他の河川では積極的に取り組んでいるのに、武庫川ではなぜ流域連携に取り組むのを躊躇しているのか?(委員)

#### 5 その他

(1) 県より、前回運営委員会で宿題となった事項について報告があった。

① 武庫川峡谷における貴重種の保全について(口頭説明)

- ・ 県から関係市に対して、貴重種情報を提供するとともに、工事を行う際に配慮を求めた旨の報告があった。

② パブコメ結果のHP報告について(参考資料 2)

③ 武庫川づくり問答集について(参考資料 3)

- ・ 「武庫川流域委員会」のホームページからもアクセスできるよう、同ページへのリンクを設置する。

(2) 県より、松本委員長との事前協議(6/3)において追加的な宿題とされた事項について報告があった。

① 下流部において昭和 40 年頃に行われた堤防漏水対策事業について(参考資料 4)

- ・ 下流部の阪神本線鉄橋付近の狭隘部における昭和 40 年頃の堤防補強工事について、その事実関係の報告があった。

現地調査で事実を確認した上で詳細な検討を行った結果、当該箇所の堤防は一定の安全率を満たしていたため、他の緊急性の高い箇所(相対的に堤防の強度が弱い箇所)の対策を先行実施しているが、今後更に詳細検討し対策の必要性を検討する。

この旨を現場で地元住民に対して説明しているが、この工事だけをもって当該区間が安全という説明はしていない。

- ・ 今後、堤防強化等について地元説明する際には、流下能力が低い区間であるため安全性について誤解が生じることのないよう、正確な説明をする。
- ・ 阪神電鉄橋梁付近の治水の重点箇所を対象として、堤防法面に存在する民地と河川区域の関係を整理する。これについては、別途説明する場を設ける。

② 名塩川の濁水問題について(口頭説明)

- ・ 口頭説明した事項を、議事録代わりに資料を添付する。

③ 武庫川のアユ放流について（口頭説明）

- ・ 県から補助金は出しておらず、揖保川産の放流は県下では一般的である旨の報告があった。

③ 県より、池添委員の辞任申し出と退任について報告があった。後任を新たに委嘱しない。（口頭説明）

（主な意見等）

(1) 前回運営委員会での宿題

③ 武庫川づくり問答集

- ・ 「みんなで作る明日の武庫川」のHPにアップしたということだが、「武庫川流域委員会」のページを見ても気がつかない。「武庫川流域委員会」のページにもリンクを張るのが親切である。（委員）

(2) 事前協議において話題となった事項

① 過去の堤防漏水対策事業について

- ・ 流下能力が低い区間であるため安全性について、堤防強化について地元住民に説明する際には、誤解の生じない説明をすることを要望する。（委員）

Q1 潮止堰下流左岸側の堤防の裏法に家が建っているが、この様なケースは他にもあるのか。（委員）

A1 この様なケースは他にもあると思われるが、財産権とのせめぎ合いの問題であり、残念な結果であると思っている（県）。

Q2 阪神電鉄橋梁付近は、8月提言の中でも重点地区として取り上げているので、堤防法面の民地が河川区域内かどうか調査し、何らかの機会に説明して欲しい。（委員）

A2 事実を確認する（県）。

Q3 堤防法面が2段になっている場合、上段にドレーンを入れているように思われるが、法尻に入れるべきではないか。（委員）

A3 上段にドレーンを入れているかどうかは分からないが、調査した上で最も効果的な箇所に設置している（県）。

② 名塩川の濁水問題について

Q1 名塩バイパスの工事の濁水問題に関係しているのではないか。（委員）

A1 そのような事実は確認していない（県）。

Q2 濁水に、ややこしい物質は入っていないか。（委員）

A2 濁水の発生源は採石場からの流出土砂であり、そのような物質は混ざっていない（県）。

- ・ 議事録代わりに、口頭説明の事項をメモとして添付して欲しい。（委員）

## 7 日程調整

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

7月28日（月）13:30～

### ◆ 第83回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 武庫川水系河川整備計画策定スケジュール(案)

資料2 減災対策勉強会の設置(案)

資料3 既存ダム活用の検討内容

資料4 流域連携に関する県の考え方と役割について

資料5 (委員からの意見書)「流域連携について」の取組と今後の活動支援に対する要望(田村委員)

(参考資料)

- 1 第82回運営委員会の協議状況
- 2 流域委員会HPトップページのリンク貼付について
- 3 武庫川づくり問答集
- 4 武庫川における過去の堤防漏水対策事業
- 5 西宮市の川上ダム撤退について

- 6 増水期に向けた防災、減災対策
- 7 実現しよう減災社会 PF

## ◆ 口頭説明の概要

### 5 その他

#### (1) 前回運営委員会の宿題事項

##### ① 武庫川峡谷における貴重種の保全について

- ・武庫川峡谷（武田尾地区）で実施されたガードレール設置工事において、貴重種のヒメウラジロの存在に気づかず、ヒメウラジロが消失の危機に瀕した事例があった。この件に関しては、県としても、貴重種の保全が大変重要であると認識している。
- ・そのため、武田尾地区の河川沿いで、今後も工事を実施する可能性のある関係市に対して、県が把握している貴重種の分布情報を提供するとともに、工事の際には貴重種へ十分な配慮を行うよう要請した。

#### (2) 松本委員長との事前協議(6/3)における追加的な宿題事項

##### ② 名塩川の濁水問題

- ・土砂の発生源：名塩川右支川尼子谷川沿川の採石場
- ・経緯

平成 18 年 5 月	兵庫県西宮土木事務所・西宮市合同の立入調査実施 (地元から白濁水、採石ガラの流出について苦情があったため) 調整池（沈砂池）の浚渫を口頭指示
平成 18 年 8 月	パトロールを実施 調整池（沈砂池）の浚渫を文書指示
平成 18 年 12 月	現地調査実施 調整池（沈砂池）の浚渫作業が途中であることを確認 改善すべき項目について、速やかに報告するように文書指示 採石事業の停止を命令
平成 19 年 5 月末	現地調査実施 調整池（沈砂池）の浚渫作業が完了していることを確認
平成 19 年 6 月 1 日	採石事業を認可 事業認可にあたっての条件及び注意事項を文書指示 「沈殿池（沈砂池）及び排水路等は、随時浚渫して維持管理を行うこと」 「毎年 5 月末日までに、調整池の堆砂状況等について報告書を提出すること」 「場内で発生した土砂や汚濁水が場外に流出しないよう、適切に維持管理すること」 他

##### ③ 武庫川のアユ放流について

- ・県からの補助金について  
武庫川漁業協同組合によるアユ放流に関して、県からの補助金はでていない。
- ・稚魚の単価について  
揖保川での稚魚単価（1尾あたり 30 円～35 円程度）に運搬費や仕分け及び放流の手間賃などを含めたものが必要費用となっているのではないかと考えられる。
- ・揖保川産の使用について  
元々、アユ漁が盛んな揖保川で県下のアユ放流量の大部分を養殖しており、揖保川産の使用は、県下では一般的なことである。